

表彰事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人ウエスコ学術振興財団定款（以下「定款」という。）第4条第5号の規定に基づき、公益財団法人ウエスコ学術振興財団（以下「財団」という。）が行う、表彰事業の実施について定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 財団が行う表彰事業は、次に掲げるすべての事項を満足する研究者を対象とする。

- (1) 財団の研究費助成を受けて学術的研究を実施し、所定の報告書を提出した者
- (2) 研究費助成による研究期間終了後に、その研究を基にした優れた研究業績または成果を上げた者

(応募対象機関)

第3条 財団の行う表彰事業に応募する研究者の所属する研究機関（以下「研究機関」という。）は、岡山県内の次に掲げるものをいう。

- (1) 大学及び高等専門学校
- (2) 県及び県の付属研究機関
- (3) 民法第34条の規定により設立された学術的研究を行う法人
- (4) 前号に掲げるもののほか、学術的研究を行う機関で、財団において適当と認めるもの

(表彰対象者の募集)

第4条 表彰事業の対象者募集は毎年行うものとし、応募する者は別に定める様式の申請書を財団に提出するものとする。

(表彰の内容)

第5条 表彰は毎年2件以内とし、受賞者には表彰状と副賞を贈呈するものとする。

(受賞者の決定)

第6条 受賞者の決定は、定款第36条に定める選考委員会において応募者の中から選考し、理事会の議を経て決定する。

(1件あたりの副賞予算)

第7条 1件当たりの副賞は30万円相当以内とし、賞品または賞金として贈呈するものとする。

(実施細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。